

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松島委員長 次に、階猛さん。

○階委員 立国社共同会派の階猛です。

ちよつと委員長、私、マスクをしていると息苦しいので、ちよつと外してやらせてください。

○松島委員長 はい。周辺から二メートルぐらいありますね。

○階委員 緊急事態宣言が出されました。法秩序の維持や国民の権利擁護という重要な職責を担う法務省のトップとして求められる資質とは何なのか、法務大臣から御所見を伺います。

○森国務大臣 法務省は、国民生活の安全、安心を守るための法的基盤の整備、社会正義の実現という重大な使命を負っております。

法務大臣は、このような使命を負う法務省の長として、民事、刑事、基本法の整備、出入国在留管理、各種の人権問題への対応、国の利害に係るのある争訟への対応などにおいて、国民の権利利益や生活にかかわる重大な権限と責任を有しております。

もとより、このような法務省の使命は国民の皆様からの信頼なくして成り立たないと考えております。そのために、私は、法務大臣としての職責を担うに当たっては、法務行政が直面するさまざまな課題に対して、国民の皆様の声もしっかりと聞きながら、国民の皆様が目線に立つて取り組んでいくこと、困難を抱える皆様を一人でも減らしたい、正義の実現という意思を強く持つて職務に取り組んでいくこと、国民の皆様身近で頼りがいのある法務行政を実現するという目的意識を持つて、積極的な姿勢で職務に取り組んでいくことが重要であると考えております。

今述べたようなことが法務大臣の職責を担うに当たって重要であることは、緊急事態のもとでも変わらないと考えております。

その上で、今般の新型コロナウイルス感染症のもとでの緊急事態下にあつては、感染防止対策、感染拡大防止対策の徹底を図り、職員や国民を始め社会で暮らす方々の生命身体を守ること、感染等により多数の職員が出勤できない状況下にあつても必要な業務を適切に継続することで国民に対する法務省の使命を果たしていくことといった平時にはない課題もございしますことから、新型コロナウイルス感染症への対策としてこれらの課題に積極的に取り組むことも、法務大臣が果たすべき職責であると考えております。

○階委員 求められる資質とは何かということ聞いていますので、私は、法秩序の維持や国民の権利擁護という重要な職責を担う法務省のトップとして求められる資質を聞いていますので、職責

は何かと聞いているわけじゃないんですよ。事ほどさように、いつもそうなんです。聞かれたことに素直に答えない。何回も同じ質問を繰り返して、あげくの果てによく答えてもならない答えをする。それで、今答弁の中で言われましたけれども、信頼を得る法務行政というのは成り立たないと思います。

また、国民の声を聞きながらというくだりもありましたけれども、国民の声を聞いていけば、今回の検察官の定年延長というのもあり得ないと思いませんけれどもね。撤回すべきだと思えますよ。

それで、私、今の答弁を聞いていて改めて思いました。森大臣は就任以来、国民の代表が集まるこの国会の場で、東日本大震災のときに検察官が理由なく逃げたなどと虚偽の答弁をして、虚偽の情報を流して、質問に対して関係のない意味不明なことを延々と述べ、国民への正確でわかりやすい情報発信をしていないという問題があります。

今は令和二年ですけれども、昭和の二年というときに昭和と金融恐慌がありました。そのときには、当時の大蔵大臣が、破綻してない銀行を破綻したと言うことから取付け騒ぎが起きて、そして金融恐慌に陥ったという苦い歴史もあるわけです。

こうしたことから、大臣として求められる資質の第一として私は思うのは、国民への正確でわかりやすい情報発信、これが大事なのではないかと思います。

○森国務大臣 国民への正確でわかりやすい情報発信が重要であることは、委員と認識を共有しております。

○階委員 もう一つ重要なことは、法秩序の維持と国民の権利擁護という観点から、法の公平かつ適正な執行を徹底する能力も重要だと思いますが、この点はどうでしょうか。

○森国務大臣 もとより、法務大臣は法の公平かつ適正な執行を担う職責を有しておりますから、それが重要であることは同感でございます。

○階委員 そうであるならば、改めて、黒川検事長の勤務延長が法の公平かつ適正な執行に当たるとかどうかということをお願いただしていかなくてはなりません。

まず、きょうお配りしている資料の最初のページなんですけれども、何力所か傍線が引いてあります。最後の方に引いてあるところをごらんになつていただきたいんですが、「検察官が「準司法官」として、以上のような地位と職責を持ち、特殊な検察体制を構成して居る点から見れば、検察官は公務員法では一応「一般職」に含まれて居るけれども、その任免転退等については、一般の行政官吏とは異なる特別の措置を定める必要がある」というくだりがあります。

これはどこから引用してきたものかといいますが、表題に書いてあるとおり、検察官について公務員法の特例を認める必要がある理由ということ、芦田内閣の閣議書類の中に入っていたものがあります。

こうしたことからすると、検察官については一般の公務員と同様の定年制の適用があるといったようなことをこの国会でる繰り広げられて、解雇変更を正当化しようとしておりますけれども、

そもそもはこういう考え方があったということ、それから、昭和五十六年の国公法改正法時に設けられた国家公務員の勤務延長制度は検察官には適用されないという政府見解もあつたということ、そういったことも踏まえすと、今回の黒川検事長の勤務延長を可能にした国公法と検察庁法に関する法解釈の変更は、解釈変更の限界を超えていて、不可能ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○森国務大臣 委員お示しのこの昭和二十二年当時の資料に書かれております、最後に線を引いてあるところをお示しいただきましたが、検察官の準司法官としての性格に基づく記述がございます。

もとより、私どもも検察庁法と国家公務員法の関係は一般法と特別法にあるというふうに理解をしております、検察官が準司法官としてこのような特別のさまざまな規定があるということは、ここに書かれていることと同じ理解でございます。○階委員 質問に答えてください。ここに書いてあることとか過去の政府見解を踏まえれば、解釈変更の限界を超えているんじゃないかという問いに対して、お答えをお願いします。

○森国務大臣 解釈変更については、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して、論理的に確定されるべきものでございまして、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されな

いものではないというふうに考えております。社会経済情勢の多様化、複雑化に伴い犯罪の性質も複雑困難化する状況下において、検察官の勤務延長制度の適用について改めて検討したところ、同制度の導入当時の検討の過程や検察官について適用除外とした理由等については、現時点では必ずしもつまびらかではございません。

また、検察庁法上、検察官について勤務延長を認めない旨の特例は定められていないこと、検察庁法で定められる検察官の定年による退職の特例は定年年齢と退職時期の二点であり、定年により退職するという規範は一般法たる国家公務員法によつていふべきであること、勤務延長制度の趣旨は検察官にもひとしく及ぶべきであることなどからすれば、検察官の勤務延長については一般法たる国家公務員法の規定が適用されると解釈でき、この解釈変更、一般の解釈変更については問題がないものというふうに考えております。

○階委員 大臣、恥ずかしくないですか。いつもそうやって論点ブロックみたいな紙を読み上げて、昔の司法試験の受験生みたいなことをやって。それがだめだから、今新しい司法試験になつたんでしよう。恥ずかしいですよ。だから、ロールはあれだけだめなのに、昔の司法試験よりも今の方がいいんだなんて言われるわけです。そんな論点ブロックを見ないで、自分の言葉で、端的に、わかりやすく。さっき私が冒頭に言ったとおりですよ。この局面で求められる資質として、国民への正確でわかりやすい情報発信が必要だということをお認めしているわけじゃないですか。全然わ

かりやすくしないことを、関係ないことをるる述べるのはやめてください。

その上で、過去の今の点に関する国会の答弁では、諸情勢の変化とか、そこから生じる新たな要請というものがあつたから法解釈の変更はなし得るんだということも言われています。そうした諸情勢の変化は、この短い期間にあつたとは到底思えないんですね。もしあつたというならば、黒川さんだけではなくて、ほかの検察官についてもどんどん勤務延長されているはずだと思ふんですよ。官房長に伺います。

あの解釈変更以降、黒川検事長以外に勤務延長された人はいますか。

○伊藤（栄）政府参考人 お答えいたします。

黒川検事長の勤務延長以降に勤務延長を行った検察官はございません。

○階委員 今答弁されたとおりですよ。はつきり言つて、黒川さんのためにやつただけじゃないですか。それを素直に認めたらどうですか。それをやるということは、法解釈の変更を権力者の都合によつて恣意的にやつた、まさに法の支配ではなくて人の支配ということになるわけですよ。

もしそうでないというんだつたら、この間、どういう諸情勢の変化があつたか、自分の言葉で答えてくださいよ。論点ブロックを見るような、昔の司法試験受験生のようなことをやっていたら、いつまでたつても国民の信頼は得られませんよ。答えてください。また論点ブロックを見ないでくださいよ。

○森国務大臣 委員の質問通告に応じて正確に答

えるために、事務方と答弁の内容を準備しております。

十月末ごろに法制局の第二部の審査が終了しましたが、法律案の提出に至っていなかったもので、その後、通常国会への提出に向けて、時間ができましたので、法律案を改めて見直しながら検討作業を行ったところ、担当者の方で、果たしてこの解釈を維持するのが妥当かどうかという観点に立ち戻つて検討を行ったところ、今まで答弁しており、一月十七日までに法務省内において一般的な解釈に至つたわけでございます。

そして、その解釈を前提として法律案を策定するのであれば、通常国会の提出に向けて急ぎ作業を開始しなければならず、早期に最終的な結論を得る必要があつたことから、直ちに関係省庁と協議を行いました。

その中で、委員御質問の社会経済の情勢の変化については、勤務延長制度が導入された昭和五十六年当時と比べての社会経済情勢の変化について検討したわけでございます。

その中では、今まで述べたとおり、例えば、国際間を含めた交通事情でございますとか、各種情報交換や種々の手続が簡単に行えるようになってきているなどの社会経済情勢に基づき、犯罪の性質も変わってきている、複雑困難化している、そのようなことから、犯罪の捜査等に当たる検察官を取り巻く情勢が昭和五十六年当時と比べて大きく変化をしていると考えられたことから、検察官について、今般の、特定の職員にも定年後も引き続きその職務を担当させるということが公務遂行

上必要があるというふう考えたものでございます。

○階委員 まず、昭和五十六年から情勢が変化したが、それはそれで認めますけれども、だったら、なぜ、十月末の最初に案をまとめた段階で、それを考えて、今回出しているような法案に仕上がつたのかということがありますね。

それともう一つは、本当に事件の内容が変化して、現場でいろいろな能力が、新たな能力が求められるということであれば、さっき私が確認したような、黒川検事長以外に勤務延長がないということは、どういう理由でそうなっているんですか。

この二点、説明してください。

○森国務大臣 まず一点目の、十月末ごろの法案の申しについて説明でございますけれども……（階委員「中身じゃないですよ。質問について答えてください」と呼ぶ）その法案は、どうしてそのときに検討しなかったかという質問でございますけれども、これについては、その場では、国家公務員法の方の改正に合わせるということで検討する中で、その論点については出てこなかったということでございます。

十月末ごろに第二部長の審査が終了したんですけれども、法律案の提出に至りませんでした。その後、通常国会への提出に向けて、その提出までに時間ができたので、同法律案を改めて見直しながら検討作業を行いました。具体的には、定年年齢の引上げや、これに伴う諸制度について検察官への適用等を改めて検討する中で、特に勤務延長制度と再任用制度について検討を行ったわけでご

ございます。

すなわち、勤務延長制度と再任用制度については、従前は検察官には適用がないと解釈されておりました、それを前提として法律案を策定しておりますが、昨年十二月ごろから、担当者において、果たしてこの解釈を維持するのが妥当なのかという観点に立ち戻って検討を行った中で、このような解釈を検討するに至ったわけでございます。後段の点でございます。後段は、個別の人事についての、黒川検事長以外に勤務延長をした検察官がないのはなぜかという御質問でございますけれども、個別の人事にかかわることでございますので、お答えは差し控えていただきます。

○階委員 個別の人事について聞いていませんよ。それだけ情勢の変化があるんだったら、黒川さん以外にも勤務延長が出てきて当然じゃないですか。しかも、きょうの新聞を見ていますと、約千人の方が定時の異動を延期されてその職にとどまるということであるわけだから、まさに大臣が前に言っていた、災害のときなどに異動ができなくなるから、だから定年延長する必要があるんだみたいなことも言っていましたよね。でも、実際、異動を延期にしても定年延長はされないわけじゃないですか。

全く必要がなかったこの解釈変更、諸情勢の変化というのも後からつくり出しただけであって、本当に諸情勢の変化ということがあるんだったら、長い間かけて十月末まで検討したわけですから、その段階でもう論点としては出ていて条文に反映させているはずですよ。そんな見え透いた作り話

をして。まさに私が先ほど言ったとおりですよ。国民への正確でわかりやすい情報発信とか法の公平かつ適正な執行という、この局面で法務大臣に求められる資質を大臣は兼ね備えていない、そう言わざるを得ないんですよ。

どうですか、大臣、自分の言葉で、反論があるんだしたら言ってください。

○森国務大臣 個別の人事についてはお答えをすることが困難なんですよ。私も、一般的な、それが必要であるという場合には延長されるということでございます。

また、災害時については、私は欠員について申し上げたところでございますので、今回の異動については、出る者も入る者も同時にこの新型コロナウイルスの緊急事態に際して一旦異動を見合わせておりますので、御指摘は当たらないものと考えます。

○階委員 同じ場にとどまるということは、その間に定年を迎える人もいるかもしれないじゃないですか。その場合に、まさに千人もいけば勤務延長というの必要なような気がするんだけど、それはないということは事実としてあるわけですか。だから、本当に勤務延長って黒川さん以外に必要だったのかどうかということも改めて言いますし、それから、勤務延長の今回の手続ですね。これは私、二月に予算委員会で大いに何回も繰り返して、ようやく認めたことですので、今回の法解釈の変更がなければ黒川検事長の勤務延長は違法になるということ認められたわけですよ。

それに関して、黒川検事長の勤務延長の閣議請議の前に解釈変更が行われなければ違法であるというのを、大臣は主観的に当時、認識してましたか。認識していなかったかのようなその後の答弁でしたけれども、認識してましたか。

○森国務大臣 まず、解釈変更が適切に行われ、その後、個別の人事がございましたので、解釈変更の時期に個別の人事について認識していたわけではございませんので、解釈変更のときには、その変更の手続が適正に行われたということだけは認識していたということでございます。

○階委員 済みません、整理させていただきます。解釈変更が一月の二十四日に行われているわけです。その後、閣議請議がたしか一月の二十九日に行われていたと思えますけれども、解釈変更なかりせば閣議請議はできないということ。当時大臣は認識されていたのかどうか、お答えください。

○森国務大臣 解釈変更の際には個別の人事について認識しておりませんので、委員の御質問の、解釈変更なかりせば閣議請議ができないというようなことを問題意識として持っていたわけではございません。

○階委員 問題意識として持っていなかったということは、その閣議請議をするわけですよ。その前に当然、法務省の中で、黒川検事長の勤務延長について閣議請議をしますよということの決裁を法務省の中でするよ。その際、今般は従来の解釈と変更して、検察官である黒川検事長の勤務を延長しますよということの理由とかを

書いているはずなんですよ、閣議請議の前提となる法務省内の決裁で。そうしたその閣議請議の前提となる決裁書の中で、大臣は、解釈変更が行われたということは御存じでしたでしょうか。知らされていましてでしょうか。

○森国務大臣 閣議請議は一月二十九日に行われたわけでございますので、その一月二十九日の直前に事務方から説明を受けましたけれども、そのときには当然、解釈変更が適正になされたということを確認しておりました。

○階委員 そうすると、閣議請議の前提となる法務省内部の決裁というのがあるはずなんです、その内部の決裁書には解釈変更についても言及があったということで、あるいは、添付資料として解釈変更に関するものもつけられていたということでもよろしいですか。

○森国務大臣 閣議請議の場合に解釈変更についての資料がつけられていたかどうかという御質問でございます……（階委員「法務省の中の決裁です、その閣議請議の前提となる」と呼ぶ）法務省の中の決裁の際に資料がつけられていたかどうかという御質問でございますが、黒川検事長の勤務延長については、適正な解釈変更を前提に、検察庁の業務遂行上の必要性に基づき、検察庁を所管する法務大臣から閣議請議を行い、閣議決定をされたものであって、適切に法令が適用されたものでございます。

それ以上については、個別の人事のプロセスに関することでございますので、お答えを差し控させていただきます。

○階委員 閣議請議の前提となった法務省の内部の決裁書、これを開示していただけませんか。

いまして。なぜ疑問に思うかというと、いつまでたっても、日付の入った、その手続をいつ行われたのかというのを客観的に証明する資料が出てきていないわけですよ。

これは、参議院の予算委員会の際に理事会等でお求めがあつて既に提出させていただいておりませけれども、閣議請議の書類であります、決裁のかがみがございます、法務大臣……（階委員「法務省の中の書類ですか、それは」と呼ぶ）御指摘は、法務省の中の決裁関係の書類でございます。それは、参議院の予算委員会の理事会等に提出させていただいていましてございます。

人事院総裁、先般も御答弁いただいて、口頭ではちやんと、例の書面は一月二十四日に出したということも伺っていますけれども、これも、他の委員からもさんざん要求していて、私もずっとこの間お願いしてきましたけれども、なぜ、例の文書のプロパティ、一月二十四日に作成されたというプロパティがこの場に出せないのか。それを出していただければ何もこの場にお越しただく必要もなかったんですけども、なぜ出せないのかということをお答えください。

○階委員 済みません、私、寡聞にして知りませんでしたので、その出されたもの、添付資料も含めて一式、この場に、法務委員会の方に出していただくようお取り計らいを、委員長、お願いします。

○一宮政府特別補佐人 一月二十四日に作成し、当方の事務総長が法務事務次官にお渡しした文書については、当該文書のファイルのプロパティに含まれる情報からは当該文書に関する意思決定の時期は明らかとならないこと、また、このプロパティに含まれる情報には個人情報やファイルの置き場所などに関する情報が含まれており、これが明らかになればセキュリティ上の問題などを生じるリスクがあることから、プロパティを提出することは困難であると考えております。

○松島委員長 では、後刻、理事会で協議の上、要請することとします。

いづれにしましても、人事院から法務省に回答した文書につきましては、累次にわたり私が国会で御説明申し上げているとおり、一月二十四日に作成し、当方の事務総長が法務事務次官にお渡ししたものであるということは間違いのないところでございます。

○階委員 というよりも、既に出しているから、直接お願いしてもいいですね。

大臣、いいですよ。出していただけませんか。

○森国務大臣 委員長の指示に従います。

○階委員 それで、私は、この解釈変更、そもそも、限界を超えて問題があると思っておりますけれども、今申し上げたとおり、本当に解釈変更を前提として閣議請議がなされたのかどうかということも疑問に思っています。要するに、手続が適時的確に行われたのかということも疑問に思っています。

○森国務大臣 委員長の指示に従います。

○階委員 それで、私は、この解釈変更、そもそも、限界を超えて問題があると思っておりますけれども、今申し上げたとおり、本当に解釈変更を前提として閣議請議がなされたのかどうかということも疑問に思っています。要するに、手続が適時的確に行われたのかということも疑問に思っています。

○**階委員** そういうことを言っているから、なかなか国民の信頼は得られないということだと思えます。

それで、大臣は国会でいろいろなことを答弁されていて、私も疑問に思ったことは多々あるんですね。

今回、法解釈の変更をして、それを法改正の前に適用するということで、読みかえ規定とかがないのになんかできないじゃないかという指摘も別の委員からもされていますけれども、実際法改正を見ますと、読みかえ規定を置いているわけですよ。読みかえ規定が必要ないと言っているのであれば、読みかえ規定をなぜこの機会にくるのか。

○**松島委員長** 質疑時間が終了いたしましたので、簡潔に願います。

○**階委員** 特に問題となっているのは、定年に達した日、あるいは、内閣の定めるところにより、こういったところをあえて読みかえ規定で設けています、二ページ目、三ページ目につけていますけれども。

なぜそんな読みかえ規定が必要なのか、そして読みかえ規定を置くのであれば、そもそも法改正の前に適用するのは難しかったのではないか、この点について最後お尋ねします。

○**松島委員長** 簡潔に御答弁願います。

○**川原政府参考人** お答えを申し上げます。

御指摘の読みかえ規定でございますが、定年に達した日等の点については、必ずしも読みかえ規定を置かなくても現行国家公務員法の規定を直接

適用できると考えたところでありますが、改正後の国家公務員法の規定につきましては、管理監督職などの用語が用いられておりまして、これにつきましては読みかえ規定がないと検察官に適用はできないことから、検察庁法に読みかえ規定を置いて、その際に、あわせて、今御指摘の定年延長した日などについても、読みかえ規定を置くならばということと読みかえ規定として入れたものがございます。

以上でございます。

○**階委員** 国民への正確でわかりやすい情報発信と法の公平かつ適正な執行という能力がなければ、法務大臣にとどまる資格がないということを重ねて申し上げます、私の質問を終わります。

ありがとうございます。